11条（第11.31号，第11.32号 又は第 11.32A 号を適宜含む）に基づき良好な結果とともに国際周波数登録原簿（MIFR）に登録された、UAS CNPC リンク用 FSS 網に関連する割当て（第１付属書の図１参照）を使用すること。また、付録第５号の § 6.d.ｉの適用により第11.32号に基づく調整手順が成功裏に終わらなかった分配を除くこと。

- 混信の実時間監視、混信リスクの推定及び予測並びに混信発生に備えての解決策の作成が、航空当局からの指導のもとに、FSS 事業者及び UAS 事業者により検討されることを確保すること。

14　関係主管庁間で異なる合意がなされない限り、UA CNPC 地球局は、他の主管庁の地上業務に有害な混信を与えてはならないこと（第２付属書も参照）。

15　前述の決議事項14を履行するためには、UAS CNPC リンクのために電力束密度の制限値を策定する必要があること。固定業務を保護するための暫定的な制限値例が第２付属書に定められていること。関係主管庁間の合意を条件として、この付属書を本決議の実現のために使用することが可能なこと。

16　第２付属書に定めた電力束密度の強い制限値（ハードリミット）が見直され、必要に応じて次回の WRC までに改定されること。

17　14.47-14.5 GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するために、14-14.47 GHz の周波数帯で本決議に従い UAS を電波天文局の見通し内で運用している主管庁は、14.47-14.5 GHz の周波数帯の UA からの発射が、最新版の ITU-R 勧告 RA.769 及び ITU-R 勧告 RA.1513 で与えられたデータ損失の水準及びパーセンテージを超えないよう、実行可能な全ての措置を執ることを要請されていること。

18　UAS CNPC のための SARPs 作成の過程で ICAO が得た進展を考慮すること。決議第 156（WRC-15）の履行結果を考慮しつつ、本決議を WRC-23 で見直し、適宜、必要な措置を執ること。

19　無線通信部門(ITU-R)による本決議の履行に関わる技術的な、運用上の及び規制面の研究を、CNPC リンクの技術的特性及び他の業務との共用条件を定義する関係 ITU-R 勧告の採択とともに、完了すること。

以下を主管庁に奨励することを決議し、

1　決議事項６の履行を容易にするため、入手可能な関連情報を提供すること。

2　ITU-R に寄与文書を提出することにより、ITU-R 要請事項で示した研究に積極的に参加すること。

以下を2023年世界無線通信会議に要請することを更に決議し、

本決議を見直し、必要ならば改定することを視野に、本決議で示された上記研究の結果を検討し、適宜必要な措置を講じること。

以下を ITU-R に要請し、

本決議の履行に関わる技術的、運用上及び規制面の関連研究を緊急課題として実施すること。

以下を無線通信局長に指示し、

1　本決議のうち、本決議の履行のため主管庁の措置が必要となる関連部分を分析し、これを主管庁に送付するとともに、ITU ウェブサイトに掲示すること。

2　その後の世界無線通信会議に、本決議の執行状況に関する進捗報告を提出すること。

3　本決議に従い本決議履行後に UA CNPC リンクを提供する地球局に関する主管庁から提出された衛星網の申請処理が可能となるように、無線局の新しいクラスを定義し、決議事項４に示したように公表すること。

4　本決議の決議事項 1-12 及び 14-19 が実行される以前に、UA CNPC リンクを提供する新しいクラスの地球局に関する主管庁から提出された衛星網の申請を処理しないこと。

5　その後の世界無線通信会議に、UAS CNPC リンク用の SARPs の策定に関する ICAO における進捗について報告すること。

以下を事務総局長に指示し、

この決議に対する ICAO の事務局長の注意を喚起すること。

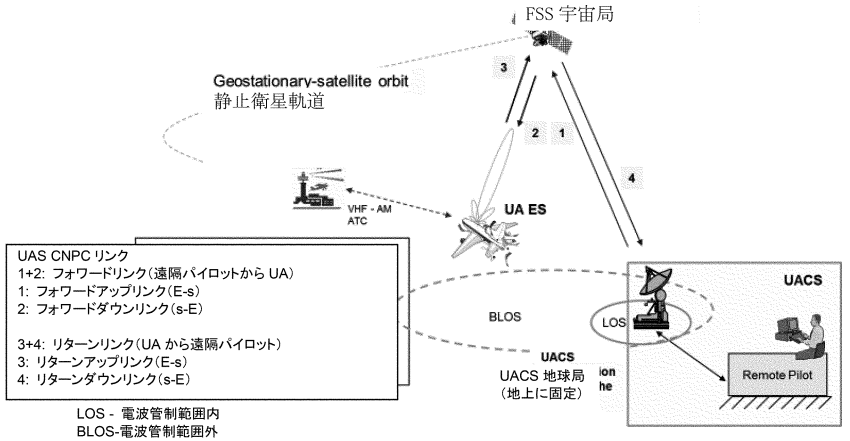
以下を ICAO に要請する。

WRC-19 及び WRC-23 に間に合うように、UAS CNPC 用の SARPs の策定に関する情報を含め、UAS CNPC リンクの実現に関する ICAO の取組情報を無線通信局長に提供すること。

* 所管の民間航空当局により承認された標準・勧告方式に従って使用することもできる。

決議第155（WRC-15）第１付属書　UAS CNPC リンク

図１
FSS を用いた UAS の構成要素



決議第155（WRC-15）の第２付属書　UAS CNPC の発射からの固定業務の保護

一部の国では、固定業務は、表へのエントリや脚注で FSS と共用の一次的基礎で分配されている。いかなる混信からも固定業務が保護されるよう、CNPC を使用している UA の条件は以下のとおりとする。

UA に搭載される 14.0-14.47 GHz の周波数帯の地球局は以下の暫定電力束密度（pfd）制限値を遵守する。

$\theta \leq 40°$ に対し　$-132 + 0.5 \cdot \theta$ dB (W/(m^2・MHz))

$40 < \theta \leq 90°$ に対し　-112 dB (W/(m^2・MHz))

ここで θ は電波の到来角度（地平線からの角度）である。

注 — 上記制限値は自由空間伝搬条件における pfd と到来角度の場合である。

追　決議第156（WRC-15）　固定衛星業務 における静止宇宙局と通信する、移動する地球局による 19.7-20.2 GHz 及び 29.5-30.0 GHz の周波数帯の使用[1]

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　現行の第 5.526 号には、その適用範囲に関して多少の曖昧さがあること。

b)　地球規模での広帯域移動衛星通信への需要が存在すること、及びこの需要の一部は移動する地球局が固定衛星業務（FSS）の宇宙局と通信できるようにすることで満たせる可能性があること。

c)　無線通信部門（ITU-R）が移動する地球局の技術的及び運用に関する一部の事項につい